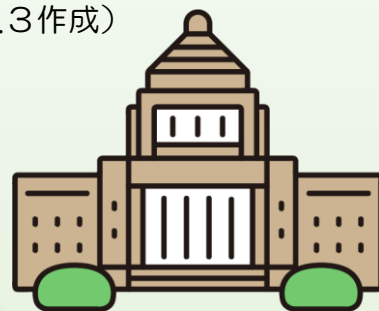


山ノ内町こども基本条例について

条例説明資料（R7.3作成）



1989年国連総会で採択
1994年 日本も批准



児童の権利に関する 条約

子どもの権利条約 | 日本ユニセフ協会
(unicef.or.jp)



1989年に国連総会で、こどもの権利について規定した国際条約である「児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）」が採択され、日本も1994年に批准しました。
この条約の考え方を基本に、2023年4月には「こども基本法」が施行され、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども家庭庁が発足しました。

こども 基本法

2023年4月施行

児童の権利に関する条約4つの原則

差別の禁止 (差別のないこと)

すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

こどもの最善の利益 (こどもにとって最もよいこと)

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

生命、生存及び発達に対する権利 (命を守られ成長できること)

すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるように、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

こどもの意見の尊重 (こどもが意味のある参加ができること)

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

令和7年3月議会で 山ノ内町子ども基本条例が議決されました

国際条約や法律があるのに、なぜ町で条例を定める必要があるの？



これまで、当町はESD（持続可能な開発のための教育）をはじめ、一人ひとりの多様性を大切に、地域ぐるみで子どもたちを守り育てるまちづくりを進めてきています。しかしながら、これら事業や計画には法的拘束力はありません。

これに対して「条例」は町にとって基本となる「法」であり、子ども施策の法的根拠となるとともに、行政や町民等に対して法的拘束力を持つこととなります。

町長が交代しても、担当部署の職員が替わっても、条例に規定されたことは、ぶれることなく将来にわたって継続されることとなります。

山ノ内町に住む全ての子どもが、生まれたときから権利の主体として尊重され、幸せに、健全に育つことを目指し、子どもの「最善の利益を尊重する」指針となる「理念条例」として「山ノ内町子ども基本条例」を制定しようとするものです。

条例の基本理念



- ☆ 一人ひとりの子どもを権利の全面的主体として尊重すること。
- ☆ 一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考えること。
- ☆ 一人ひとりの子どもの多様性に寄り添うこと。
- ☆ 子育てしやすいまちづくりに地域全体で取り組むこと。

「子どもの最善の利益」は、「児童の権利に関する条約」の子どもの権利のひとつでもあります。本条例の最も重要な基本原則として、あえて基本理念で規定しています。

子どもの最善の利益って？



子どもの最善の利益とは、子どもに関係することから決めるときに、「子どもにとって最もよいこと」とは何かを考えることをいいます。

「子どもにとって最もよいこと」とは、必ずしも現時点で子ども自身が望むことのみとは限らず、将来的な視点も含め、その子どもがよりよく育つために必要なことをいいます。

例えば、子どもには法律で飲酒や喫煙をしてはいけない「義務」が課せられています。これは、一見「義務」を課しているだけのように見えますが、飲酒や喫煙が、子どもの成長・発達に悪影響があるため、「子どもが健康に有害なことから保護される権利」を守るため、大人が子どもを守る義務を果たしているともいえます。

一方で、「子どもは大人の言うことを聞いていけばいい」という大人の考えを押し付け、子どもが望んでいないことをさせるのは、子どもの権利を尊重しているとは言えません。

前述した義務や役割を課することが、親や大人が望む子どもの姿を実現するためではありません。

このように、子どもの権利を保障し、子育て支援を行うには、「子どもの最善の利益」とは何かを常に大人が社会全体で考え、取り組む必要があることを示しています。



こどもの権利について

条例では、児童の権利に関する条約に定められているこどもの権利を、こどもに関わる全ての大人が尊重することを示しています。子どもの権利条約には、こどもの権利や保護について多くの規定（54条）がありますが、ユニセフや他の先行自治体での分類を参考に当町として下記の4つの権利にまとめています。

生きる権利

こどもには、大切な命が守られる権利があり、虐待、暴力、いじめや差別を受けることがあってはならない。

育つ権利

こどもには、持って生まれた能力を十分に伸ばし発揮できるように、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障され、保護者及び町民に愛され支えられながら、自分らしく育つ権利がある。

守られる権利

こどもには、幸せが奪われるような出来事から守られ、安全な環境で安心して過ごす権利がある。

参加する権利

こどもには、自分の意見を自由に表し、様々な活動に参加する権利がある。

こどもにやさしい
まちづくりを目指して



- * こどもの権利について理解を深め、その権利が守られるよう努めます。
- * こどもが愛され、守られている実感に包まれ、家庭が居心地がよい場所となるよう努めます。



企業や地域の人々



こども



町行政

学校や保育園など



- * こどもの権利について理解を深め、地域全体でこどもを見守ります。
- * 子育て家庭を地域ぐるみで支援します。

- * こどもの権利を保障するための施策を推進します。
- * こどもの意見を聴き尊重します
- * こどもの権利について広報に努めます。

こどもの声に寄り添ってください

国際条約である「児童の権利に関する条約」の考え方は、こどもを単に守るべき存在というだけでなく、生まれながらにしてこども自身が持っている権利を認め、尊重する必要があるということです。

「こどもは大人の言うことを聞いていればいい」という大人の考えを押し付けるのではなく、「なぜ、そう思ったのか」「話してくれてありがとう」といった、こどもの気持ちに寄り添って声を聴いてください。

そして、こどもの意見や要望が「こどもの最善の利益」を考えたときに、間違っていたり、よくない意見だったとしても、いきなり「ダメだよ!!」と否定しないで、まずは受け止めて、気持ちに受けられない場合は、こどもにわかりやすく理由を伝えるようにしましょう。気持ちを受け止めてもらえたこどもの自尊心は高まります。



相談できる場所があります



判断に迷った時や解決できないと感じた時は周りに相談しましょう。行政でも色々な相談窓口を設けています。一人で悩まず相談してください。

令和7年4月からは町でも「こども家庭センター」を設置します。

山ノ内町こども家庭センター

【こども未来課 こども家庭支援係】
(虐待やヤングケアラーなど)

☎ 0269-33-1102

【健康福祉課 健康づくり支援係】
(乳幼児の子育てのことなど)

☎ 0269-33-3116

月曜日～金曜日 8:30～17:15

こどもの総合相談窓口

(長野県こども支援センター)

友だちのこと、家族のこと、どんなことでも悩んだときにご相談ください。こどもに関することであれば、大人も相談できます。

☎ 0800-800-8035 (こども専用 無料)

☎ 026-225-9330 (大人用)

月曜日～土曜日 10:00～18:00

児童相談所虐待対応窓口

(虐待対応ダイヤル「189」)

虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。最寄りの児童相談所へつながります。

☎ 189 (無料)

24時間受付

24時間こどもSOSダイヤル

(長野県学校生活相談センター)

いじめ・不登校をはじめとする学校生活に関わる様々な悩みについて、こどもや保護者からの相談に応じています。

☎ 0120-0-78310 (フリーダイヤル)

24時間受付